## インフルエンザ登園届について

- ① 医療機関を受診し、インフルエンザの診断を受けたら保育園へご連絡ください。
- ② 登園の際に、医師の診断書等は必要ありませんが、登園届(観察経過記録)を記入し、提出をお願いいたします。
- ③ インフルエンザ発症後の登園可能な日は、発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過してからとなります。(厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より)









保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

## インフルエンザ登園届(観察経過記録)※保護者記入

## 組 氏名

光畑した日	力	Ц (	/ 唯口	时识	14411	反	)1)
発症後 1日目	月	日 (	)曜日	時頃	体温(	度	分)
発症後 2 日目	月	日 (	)曜日	時頃	体温(	度	分)
発症後 3 日目	月	日 (	)曜日	時頃	体温(	度	分)
発症後 4 日目	月	日 (	)曜日	時頃	体温(	度	分)
発症後 5 日目	月	日 (	)曜日	時頃	体温(	度	分)
発症後 日目	月	日 (	)曜日	時頃	体温(	度	分)
発症後 日目	月	日 (	)曜日	時頃	体温(	度	分)
発症後 日目	月	日 (	)曜日	時頃	体温(	度	分)
登園する日の朝(解							
熱後3日目の朝)	月	日 (	)曜日	時頃	体温(	度	分)